

1. 令和3年（2021年）5月18日 午前10時
豊中市教育委員会会議を豊中市役所（第二庁舎 大会議室）に招集する。

2. 本日の出席委員等

| | | |
|----------|-----|-----|
| 教 育 長 | 岩 元 | 義 継 |
| 教育長職務代理者 | 山 野 | 佳世子 |
| 委 員 | 橋 本 | 和 明 |
| 委 員 | 森 | 由 香 |
| 委 員 | 赤 尾 | 勝 己 |
| 委 員 | 松 本 | 裕 美 |

3. 本日の議事日程

- | | |
|------------|---------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 前回議事録の承認について |
| 第3 | 教育長等の報告について |
| 第4（報告第12号） | 専決処分の報告について |
| 第5（議案第31号） | 豊中市学校教育審議会委員の委嘱について |

4. 本日の出席事務局職員

| | |
|----------------|-----------|
| 事務局 長 | 小野 雄 慈 |
| 教育 監 | 道上 博 行 |
| 理事 事 | 中尾 栄 一 |
| 次 長 | 正岡 由 佳 |
| 参 事 | 寺 田 泰 子 |
| 参事兼豊中市教育センター所長 | 堤 昌 子 |
| 教育総務課 長 | 森 田 宏 人 |
| 教育総務課 主幹 | 大 野 章 |
| 教育総務課 長補佐 | 松 村 有 |
| 学校施設管理課 長 | 蓮 池 勝 |
| 社会教育課 長 | 大澤 亮 太 |
| 社会教育課 主幹 | 清 水 篤 |
| 読書振興課 長 | 須 藤 有 美 |
| 学校給食課 長 | 江 川 勉 |
| 教職員課 長 | 森 山 幸 雄 |
| 教職員課 主幹 | 小 渡 豊 |
| 教職員課 主幹 | 湯 浅 安 由 里 |
| 豊中市教育センター主幹 | 森 真 理 子 |
| 学校教育課 長 | 田 中 克 嘉 |
| 学校教育課 主幹 | 藤 崎 直 紀 |
| 学校教育課 主幹 | 花 山 司 |
| 学び育ち支援課 長 | 岡 本 淳 子 |
| 学び育ち支援課 副主幹 | 金 井 浩 太 |
| 中央公民館 長 | 弘 中 伸 明 |

5. 本日の書記

| | |
|------------|-----------|
| 教育総務課総務係 長 | 具 志 堅 興 紀 |
| 教育総務課 主事 | 藤 田 将 輝 |

— 議 事 —

岩元教育長

本日の教育委員会会議については、新型コロナウイルスの感染拡大により、現在、大阪府において緊急事態宣言が発令されていることに鑑み、感染拡大防止等の観点からインターネットを通じたオンライン会議とし、ただいまから会議を開催いたします。

まず、本日の教育委員会会議の進行について教育委員のみなさまにお諮りします。

新型コロナウイルスの感染予防による会議時間の短縮のため、本日の会議の進行については、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略したいと思いますがお異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、本日の教育委員会会議の進行につきましては、議事日程の朗読や議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、本日の会議の成立要件をご報告ください。

具志堅書記

本日はオンラインによる参加の5名の委員を含め、教育長及び在任委員の過半数が出席されていますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立していることを報告いたします。

岩元教育長

本日の議事日程については、議案書の1頁に記載のとおりです。

森委員

動議を提出いたします。

日程第5の案件につきましては、人事行政の公正かつ適切な執行の確保に関する案件であることから秘密会で審議することの動議を提出いたします。

岩元教育長

ただいま、日程第5の案件について、秘密会で審議することの変更動議が提出され

ましたが、これについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がございませんので、日程第5の案件について、秘密会で審議することを決定いたします。

岩元教育長

日程第1・議事録署名委員の指名につきましては、今回は松本委員と山野委員にお願いいたします。

日程第2・前回議事録の承認につきましては、既に会議録を委員の皆様方に配布しております。また、署名委員のご署名をいただいておりますので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がございませんので、前回議事録の承認につきまして、原案のとおり承認することにいたします。

つづきまして、日程第3・「教育長等の報告について」を議題といたします。

事務局より報告させます。

小野事務局長

私から3点、報告いたします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症についてです。

大阪府を対象地域とした緊急事態宣言の期間延長が、5月31日まで決定されました。5月31日に開催された、大阪府の本部会議では、教育に関わることとして、分散登校や短縮授業は行わず通常形態を継続するが、感染リスクの高い活動は実施しないこと、校外学習や部活動等についてもこれまでの対応を継続することが示されており、本市においても同様の措置を取っております。

5月13日現在、本市の累計感染者数は3,380人で、学校関係者の状況は、先月の教育委員会会議以降、昨日まで、のべ、小学校17校、中学校13校で合計6

4人の陽性者が確認されています。

市内で初めて、全児童・教職員を対象にPCR検査を実施し、教職員22名、児童13人の陽性が確認された新田小学校については、4月12日から28日までを臨時休業と致しました。教職員が全員濃厚接触者として自宅待機となっていたことから4月19日から23日までの1週間は教育委員会の指導主事により、オンライン双方向通信を活用した学習の実施、課題の配布等を行いました。26日から28日までの3日間は、学校再開のための準備期間として、新田小学校教員によるオンライン授業を実施するとともに、学校再開に向けての職員会議、感染症対策の教職員対象研修、児童の心のケアに関する体制づくり等を行いました。教職員対象研修では、豊中保健所長による講演を行い、感染症に関する知識や感染拡大の原因を確認するとともに、再発防止対策について理解を深めました。4月29日には、国立感染症研究所による実地調査が行われ、職員間の感染伝播については、主に校内での会議や昼食が関与した可能性があること。児童は職員から感染した可能性が高い等の見解をいただいています。研究所からは、学外での活動の際、感染予防策を徹底することをはじめ、平時から職員の厳密な健康観察を行う等の「もちこまない」対策、マスクや換気等の感染対策、職員が体調不良時に休みを取りやすい環境等の「ひろげない」対策の実施について助言をいただいております。同校は4月30日より4時間授業で学校を再開し、連休明けの5月6日の木曜日からは、全学年の学校給食を開始しました。また、4月30日、5月6日、7日の3日間、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員を当該校に派遣し、児童や保護者のケアに重点的に取り組み、現在は電話による相談窓口を児童・保護者に案内しています。学校再開後の学力保障については、毎週3回、朝の時間を活用し、15分を3回で45分とするいわゆるモジュール授業を実施しているほか、感染不安等により登校できない児童に対して、当面の間、家庭学習のための授業配信や個別対応を実施しております。感染拡大防止対策としては、改めて黙食の徹底、飛沫防止スクリーンの追加設置、消毒液の増設に加え、今月中には職員室に二酸化炭素測定器を設置する予定です。児童及び教員の出席状況は、5月17日現在、全児童を対象としたPCR検査において陽性であった13名の児童は全員出席できており、感染症に対する不安による欠席は4名でございます。また、教職員は、2名が療養中となっております。

2点目は、学校運営協議会についてです。

今年度のコミュニティスクールのモデル校、第十五中学校におきまして、4月28日に第1回学校運営協議会がオンラインと参集の併用で開催され、10名の全委員が出席されました。当日は、教育委員会による会長選任手続きを経て、学校運営に関

する基本方針が承認されました。また、これまでの第十五中学校の取り組み、地域の活動等について意見交換・情報共有が実施され、コロナ禍での活動の課題についても協議がなされた他、事務局に対し、小中一貫教育推進の観点から、今後、校区内の小学校関係者も協議会に関与できるような制度設計を検討されたいとのご意見をいただきました。今後、コーディネーター教員と学校支援コーディネーターの連携・調整により活動が進められ、次回は11月に開催の予定です。

3点目は、今年度の小中学校における水泳指導についてです。

水泳指導については、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒の健康診断が未受診であったこと等から、全校中止といたしました。今年度については、文部科学省や大阪府の通知をもとに教育委員会内で検討し「更衣時やプールサイドでの三蜜を回避する等の感染症対策を講じることができる場合に限り実施可能」と決定し、3月の校長会議にて伝えるとともに、文書で各校長あてに通知しました。

また、教育委員会においても、機器の整備、水質の管理、教職員対象研修の実施等、水泳授業の実施あたり必要な対策を講じております。各学校においては現在、水泳授業の実施について、様々な視点から検討されていますが、学校規模等の事情により、感染症対策や安全確保等の面から複数の学校が「今年度の水泳授業は実施しない」と判断・決定しているところです。教育委員会としては、引き続き、感染拡大の状況を注視しながら、各校が適切に判断できるよう、助言等のサポートを行ってまいりたいと考えております。

岩元教育長

ただいまの3点の報告について、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

赤尾委員

2点目のコミュニティスクールについて、小中一貫教育推進の観点について触れられていましたが、同観点について、現状どのような考えをお持ちかお教えいただきたい。

田中課長

当日の運営協議会において、第十五中学校長より今年度の当該校の学校経営計画の説明を行った際、義務教育9年間を通した取り組みを進める旨の発言がありました。それを受けて委員より、同取り組みについて検討するにあたっては、関係小学校区の

教員・管理職も協議会に参画をしてもらうべきではないかという意見があったものです。今後、教育委員会としては、関係小学校区管理職等の協議会への参画について、教育委員会規則の見直し等も含めて検討していきたいと考えています。

橋本委員

コロナウイルスの感染について不安を感じている児童生徒・教職員が多く存在すると思います。また、最近ではコロナのもたらす影響は、災害におけるトラウマと同等と考える専門家もおられます。これは、インフルエンザで体調が悪いといった状況とは異なり、精神的な被害も受けているといった理解の下での対応が必要ではないかと言われているところです。例えば、大震災等の災害が起きた際と同様に心に傷を負い、中には生きていく気がしない、或いは夜に寝られないといった症状が表れる子がいるのではないかと思います。それらに対して、単に授業をオンラインで行うに留まるのではなく、そういった視点に対して工夫する必要があるのではないかと考えますが、豊中市ではどのような対応をされているのでしょうか。

道上教育監

これまでも学校で児童生徒に係る重大な事案が起きたとき等には、臨床心理士を派遣し、児童生徒・保護者・教職員のケアに努めて参りました。今回は3日間、スクールカウンセラーや臨床心理士等の派遣を行い、不安を抱える児童生徒数が当初の20名程度から、現状では4名になりました。これらの4名は元々コロナに対する不安が強かったという報告を学校から受けており、一定不安の解消に繋がっているのではないかと考えます。一方で、2名の教職員が現在も療養中であり、教職員への心・体のダメージが児童生徒以上に厳しいものであると再認識しているところです。実は、このような災害級のできごとが生じた際には、保護者や児童生徒の不安よりも、まずケアに努めなければならない対象が教職員であると考えております。若い教職員が増えていることもあり、教職員がいかに安心感をもって学校の中で教育活動を行えるかという支援者側の視点が必要と強く感じています。今回、臨床心理士等を派遣することで、学校内にいてくれるだけで安心を感じるといった報告を校長から受けましたが、今後のケアについてはご指摘頂いた視点を勘案しながら努めていきたいと思っております。

橋本委員

ソーシャルディスタンスが謳われていますが、ソーシャルディスタンスを守っても愛着が欠けていては児童生徒の心の傷が癒えることはありません。愛着とはアタッチ

メント、近寄ってタッチするのが愛着であるため、その辺りの兼ね合いが大切ではないかと考えます。教職員が不安に感じていると、児童生徒に対してアタッチメントすることができないといった矛盾が生じることからも、児童生徒だけでなく、教職員の不安感をしっかりケアしていくといったことは本当に大切なことだと思います。

山野委員

昨年から続くコロナ禍の中、現場の教職員の不安感が非常に大きいと感じています。教育委員会からは様々な支援を頂いてきましたが、現場は中々ままならないというのが正直な所です。教職員は児童生徒の前では毅然とした対応をされていますが、休んでいる児童生徒のケア、学校内の消毒、様々な問合せ、教材の作成に加えて、新たにタブレットの対応等、教職員の負担は限界に近く、本音は本当に疲れていると感じます。そのため、教職員への声掛けが学校の管理職における非常に重要な役割で、私も重点的にケアを心がけてきました。教職員自身も子を抱え、自分自身が不安な最中で児童生徒も守らないといけないといった職責を果たされています。そのため、教職員や児童生徒へのケアという視点を今後も組み入れて、引き続き対応いただきたいと思っています。

岩元教育長

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それでは他にご質問等がないようですので、教育長等の報告についてを終了することにいたします。

つづきまして、日程第4・報告第12号・「専決処分の報告について」を議題といたします。

内容の説明をお願いいたします。

森田課長

報告第12号「専決処分の報告」について、内容のご説明を申し上げます。議案書の2頁から4頁までと併せまして、議案参考資料(1)の1頁から3頁までをお開き願います。

本件は、本来であれば、令和3年度補正予算見積要求について、教育委員会会議の場でご審議いただきますところ、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告申し上げるものでございます。

補正予算見積要求の内容につきましてご説明いたしますので、議案書の4頁をお開きください。歳出でございますが、「教育費」、「教育総務費」につきまして、7千73万円の増額補正でございます。詳細につきましてご説明いたしますので、議案参考資料(1)の3頁をお開きください。「教育総務費」、「小中一貫校整備費」につきまして、補正額7千73万円、財源は、全額一般財源でございます。

内容としましては、(仮称)庄内さくら学園整備事業の用地交換に伴いまして、相手方が行う市有施設の解体工事において、外壁アスベスト除去工事が新たに発生するため、工事費用相当分の負担金を補正するものでございます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それでは、ご質問等がないようですので、報告第12号・専決処分の報告について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第4・報告第12号・専決処分の報告について、原案のとおり承認することにいたします。

以上で公開の会議は終わります。